

日医発第 460 号（地域）（医経）（健Ⅱ）

令和 5 年 6 月 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
啓発資料について（第三報）

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡、最終改正令和 5 年 5 月 16 日）において、これまでコロナ診療に対応していなかった医療機関も含めて、幅広い医療機関にコロナ診療に当たっていただく環境整備が重要であるとのことから、医療機関向けの啓発資料が追って示されるとされていたところです。

本事務連絡は、令和 5 年 4 月 17 日付で発出された第二報（令和 5 年 4 月 19 日付日医発第 205 号でご案内）に続き、第三報として示されたものです。

令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）については、令和 5 年 5 月 11 日付日医発第 349 号等にてご連絡を差し上げているところですが、今般の啓発資料は、当該事業における医療機関の設備整備等への支援に関するものとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年5月26日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
啓発資材について（第三報）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け事務連絡）において、これまでコロナ診療に対応していなかった医療機関も含めて、幅広い医療機関にコロナ診療に当たっていただける環境を整備することが重要であることから、医療機関向けの啓発資材を追ってお示しすることとしていました。

今般、4月4日に発出した啓発資材（第一報）及び4月17日に発出した啓発資材（第二報）に続き、医療機関の設備整備等への支援に関する啓発資材（別紙）をとりまとめました。

貴部（局）におかれましては、内容について御了知の上、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、各医会等の関係団体に対しては、弊省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

以上

- 新型コロナウイルス感染症については、5月8日からの感染症法上の位置づけ変更に伴い、幅広い医療機関で診療に当たっていただくことができる環境を整備することが重要です。
- 今般、第2報のリーフレットに続き、ご対応いただく各医療機関向けに、以下のリーフレットを作成いたしましたので、ご活用ください。

今回発出するリーフレット (第3報)

■ 設備整備等への支援措置

過去発出したリーフレット

第1報 (4月4日)

- 治療について
- 院内感染対策について①
- 院内感染対策について②
- 医療機関におけるマスク・面会について
- 体調に異変を感じたら (国民の皆様への周知)

第2報 (4月17日)

- 応招義務について、オンライン診療について
- オンライン服薬指導について
- 位置づけ変更に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて
- 医療従事者の療養期間の考え方について

第1・2報は
こちら

- 今後も、順次、必要なお案内を作成して参ります。

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症について」のページをご覧ください

新型コロナウイルス 厚労

検索



医療機関の設備整備等の支援について

(新型コロナウイルス感染症)

新型コロナウイルス感染症の診療に対応いただくために必要な医療機関の設備整備等の支援を行っています。

	補助内容	対象医療機関
外来	<ul style="list-style-type: none">●HEPAフィルター付き空気清浄機●HEPAフィルター付きパーテーション●個人防護具 ●簡易ベッド ●簡易診療室及び付帯する備品●新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒、清掃を行う費用	外来対応医療機関
	<ul style="list-style-type: none">●設備の新設に伴う初年度設備等費用 (上限 500,000円/施設) <p>例：患者案内のための看板の設置料、ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費、換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費、医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費、非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</p>	令和5年3月10日以降、新たに外来対応医療機関となった医療機関 (令和5年5月7日以前は「診療・検査医療機関」)
入院	<ul style="list-style-type: none">●HEPAフィルター付き空気清浄機●HEPAフィルター付きパーテーション●個人防護具 ●簡易ベッド ●簡易陰圧装置●人工呼吸器及び付帯する備品●体外式膜型人工肺及び付帯する備品●簡易病室及び付帯する備品●設備の新設、増設に伴う初年度設備等費用●新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒、清掃を行う費用	新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関
外来・入院	<ul style="list-style-type: none">●HEPAフィルター付き空気清浄機●HEPAフィルター付きパーテーション●個人防護具 ●簡易陰圧装置 ●簡易ベッド ●消毒経費●(外来のみ)簡易診療室及び付帯する備品●救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品●周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器●設備の新設、増設に伴う初年度設備等費用	救命救急C(センター) 二次救急医療機関 総合周産期母子医療C 地域周産期母子医療C 小児中核病院 小児地域医療C 小児地域支援病院等

具体的な支援の内容については、各都道府県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)ご担当にお問い合わせください。



令和5年度 新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業(医療分) 実施要綱
(5月8日からの改正について)



新型コロナウイルス感染症
診療の手引き第9版